

### 指定運営組織 (DOE: Designated Operational Entity)

- ◆ CDMプロジェクトの実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある
  - ☞ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、CDMプロジェクトとして適格かどうかを評価・判断する有効化 (validation) を行い、CDM理事会に対し登録 (registration) 申請をする
  - ☞ 登録されたCDMプロジェクトによる排出削減量を、検証 (verification) し、正式に認証 (certification) する
    - ⇒ 1つのCDMプロジェクトに関する「有効化」と「検証・認証」は、原則として別の指定運営組織が行う (CDM理事会が認めた場合は同じ指定運営組織でも可)
  - ☞ CDM理事会からの求めに応じ、CDMプロジェクトの実施者から得た情報を (企業秘密を除き) 公開する
    - ⇒ ベースライン (P13参照) の設定方法やプロジェクトの環境影響評価結果については企業秘密とは見なされない
- ◆ 指定運営組織は、CDM理事会による信任 (accreditation) を受け、COP/MOP (京都議定書の締約国会議) から指定 (designation) を受けることで、CDMに関する業務を行える
  - ☞ 指定運営組織として信任されるためには、主に以下のような基準がある
    - ⇒ 法人 (国際機関含む) であること
    - ⇒ 指定運営組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
    - ⇒ 信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
  - ☞ 指定運営組織のリストは、CDM理事会によって公開される ([www.unfccc.int/](http://www.unfccc.int/) 等)
  - ☞ 指定運営組織は、3年毎にCDM理事会による再審査を受ける
- ◆ あるCDMプロジェクトについてプロジェクト参加者が指定運営組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要
  - ☞ 指定運営組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がCDMプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとしても、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可
- ◆ 指定運営組織の信任に関する詳細な手続きについては、第4回CDM理事会 (2002年6月にボンで開催) で決定する予定

#### 参考: 指定運営組織の指定取消 (CDMプロジェクトへの影響についてはP18参照)

- ☞ CDM理事会による指定運営組織の再審査 (3年毎) の結果、信任基準を満たしていないと判断した場合、CDM理事会はCOP/MOPに当該指定運営組織の指定の一時停止・取消を勧告する (勧告内容は公表される)
  - ⇒ 勧告の前に、当該指定運営組織、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる
- ☞ CDM理事会が上記の勧告を行った場合、当該指定運営組織は指定が一時的に停止される
- ☞ COP/MOPが最終決定し、その内容は公表される
  - ⇒ 最終決定の結果、信任基準を満たしていると判断された場合、一時的に停止されていた指定が回復されると考えられる

## 3-3. CDMプロジェクトの計画策定

- ◆ CDMプロジェクトの計画策定に際しては、以下のような事項に留意することが必要
  - ☞ CDMプロジェクトとして認められるためには、当該プロジェクトがホスト国の「持続可能な発展に貢献する」ことが必要
    - ⇨ 当該プロジェクトが「持続可能な発展に貢献する」かどうかについては、ホスト国が判断
  - ☞ 原子力施設から生じたクレジットについては、国の数値目標の達成に活用することは控えることとされている
  - ☞ 吸収量増大プロジェクトの場合は、第1約束期間については新規植林・再植林プロジェクトに限定
    - ⇨ 森林経営、農地管理、放牧地管理、植生回復(3条4項、P40参照)のプロジェクトは対象とはならない
    - ⇨ CDMとしての吸収量増大プロジェクトの定義、詳細な手続きについては、COP9(2003年秋頃に開催)で決定する予定
  - ☞ 公的資金を活用する場合、その資金はODA(政府開発援助)の流用であってはならない
- ◆ 途上国(非附属書I国)がCDMプロジェクトのホスト国となるためには、京都議定書を批准し、CDMを担当する政府機関を指定していることが必要

- ◆ CDMプロジェクトとして有効化、登録されるためには以下の項目を含むプロジェクト設計書(P13~15参照)を作成することが必要
  - ① プロジェクトの目的、概要、境界(P14参照)
  - ② ベースライン(プロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測)の設定方法(P13参照)
  - ③ プロジェクトの実施期間、クレジット獲得期間(P13参照)
  - ④ プロジェクトによる人為的な温室効果ガスの排出削減量についての説明
  - ⑤ 環境に対する影響分析(必要に応じて環境影響評価結果)(P15参照)
  - ⑥ 公的資金の活用に関する情報、公的資金がODAの流用でないことについての確認書(P15参照)
  - ⑦ 利害関係者からのコメント、それらへの対応の報告(P15参照)
  - ⑧ モニタリング計画(P14参照)
  - ⑨ 人為的な温室効果ガスの排出削減量の算出
  - ⑩ 参考資料

- ◆ 小規模なCDMプロジェクト(以下の3つ)については、有効化からCERの検証・認証・発行等について簡易な手続きが適用される
  - ☞ 再生可能エネルギープロジェクト
    - ⇨ 設備容量が1万5000kW(又は同量相当分)まで
  - ☞ 省エネルギープロジェクト
    - ⇨ エネルギー供給又は需要サイドにおける年間の削減エネルギー消費量が1500万kWh(又は同量相当分)まで
  - ☞ 人為的な排出量を削減するプロジェクト
    - ⇨ 排出量が二酸化炭素換算で年間1万5000t未満
- ◆ 具体的な「簡易な手続き」については、COP8(2002年11月にインドで開催)で決定する予定
- ◆ 小規模プロジェクトの定義、手続き等の規定は第1回COP/MOP以降に、CDM理事会によって見直しが行われる

## プロジェクト設計書(P12参照)の主な項目について(1)

**ベースラインの設定**

- ◆ ベースラインとは、CDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう温室効果ガス排出量の予測シナリオ
- ◆ ベースラインの設定に際しては、以下のようなことが必要
  - ☞ CDM理事会によって承認されている方法であること
    - ◇ 新たな方法を採用する場合にはP15参照
  - ☞ ベースラインの設定を、手法・前提・方法・変数・データ出所・重要な要因・追加性の選択について、不確実性を考慮に入れつつ、透明性のある保守的なものとする
  - ☞ 個別のプロジェクト毎に設定すること
  - ☞ ホスト国の政策・状況(例:産業政策、エネルギー事情、発電所立地計画、経済状況等)を考慮すること
  - ☞ ベースライン設定の方法については、以下の中から最も適切なものを選択すること
    - ◇ 適用可能な場合、現在の実際の排出量、又は過去の排出量
    - ◇ 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
    - ◇ 過去5年に、同様の社会・経済・環境・技術条件下で実施された類似のプロジェクト(効率が同じ分野で上位20%に入っていること)からの平均排出量
  - ☞ 小規模なCDMプロジェクト(P12参照)については簡易な手続きをとる
- ◆ 具体的なベースラインの設定のための指針については、COP8(2002年11月にインドで開催)で決定する予定

**クレジット期間**

- ◆ クレジット期間とは、CDMプロジェクトからの排出削減量に基づくクレジットであるCERを獲得できる期間の上限(以下の2つから選択する)
  - ☞ 7年間(最大2回更新可能:最長21年間)
    - ◇ 更新の際に指定運営組織が、既存のベースラインの設定の有効性、又は適用可能な新たなデータに基づく再設定について判断し、CDM理事会に通知することが条件
  - ☞ 10年間(更新なし)

**クレジット期間の遡及性について**

- ☞ CDMは第1約束期間が始まる2008年よりも前からクレジット(CER)の獲得が可能
- ☞ CDMプロジェクトとしての登録日以降がクレジット期間となる
- ☞ 2000年以降、2001年11月9日までに開始されたプロジェクトについては、2005年末までにCDM理事会に対し登録申請が行われれば、CDMプロジェクトとして登録される資格がある
  - ◇ この場合のクレジット期間の始まりは2000年以降
  - ◇ 「開始」の定義は、特定されていない

## プロジェクト設計書(P12参照)の主な項目について(2)

**モニタリング計画**

- ◆ モニタリングとは、実施したCDMプロジェクトからの実際の温室効果ガス排出量を把握すること
- ◆ 把握した実排出量と、設定したベースライン排出量とを比較して、排出削減量を算出する
- ◆ モニタリング計画の策定に際しては、CDM理事会によって承認されている方法であることが必要
  - ☞ 新たな方法を採用する場合にはP15参照
  - ☞ 小規模なCDMプロジェクト(P12参照)については簡易な手続きが適用される
- ◆ モニタリング計画には以下のような事項が含まれていることが必要
  - ☞ クレジット期間におけるプロジェクト境界内の、温室効果ガス排出量の計測・推計、及びベースライン排出量を設定するために必要な全ての関連データの収集・保管
  - ☞ リークエージ効果によって、クレジット期間においてプロジェクト境界外で増加する全ての温室効果ガス排出源(顕著かつプロジェクトの実施に起因するものに限る)の特定と、それらの排出量データの収集・保管
  - ☞ 環境影響分析・評価に関する情報の収集・保管
  - ☞ モニタリング・プロセスの品質保証、品質管理のための手続き
  - ☞ CDMプロジェクトによる排出削減量の定期的な算出や、リークエージ効果の把握のための手続き
- ◆ 具体的なモニタリングの方法論設定のための指針は、COP8(2002年11月にインドで開催)で決定する予定

**プロジェクトの境界  
(boundary)**

- ◆ プロジェクトの境界とは、CDMプロジェクト参加者の管理下において、顕著で、当該プロジェクトの実施に起因する、全ての人為的な温室効果ガス排出源

**リークエージ**

- ☞ リークエージとは、当該CDMプロジェクトの実施により生じる、プロジェクト境界外での温室効果ガス排出量の純変化
  - ☞ 当該プロジェクトの実施に起因し、計測可能なもの
  - ☞ 例: バイオマス発電プロジェクトの実施によって、燃料の自動車輸送量が増加した場合
- ☞ リークエージによる排出増加量は、プロジェクト境界内の排出削減量から差し引かれる
- ☞ 「起因する」「計測可能」「顕著」の定義、程度については、特定されていない

## プロジェクト設計書(P12参照)の主な項目について(3)

**環境影響分析(又は環境影響評価)**

- ◆ プロジェクト設計書には、プロジェクト実施に伴う、プロジェクト境界内外に対する環境への影響分析の結果を記載することが必要
- ◆ プロジェクト参加者又はホスト国が、環境への影響が大きいと判断した場合には、環境影響評価(環境アセスメント)を実施することが必要
- ◆ 「影響が大きい」の判断基準、「環境影響分析」の具体的内容は、特定されていない
- ◆ 「環境影響評価」の手続き等については、ホスト国の国内制度に従う

**利害関係者からのコメント**

- ◆ プロジェクト設計書には、地元の利害関係者からのコメント、及びそれらに対する対応結果について記載することが必要
  - ☞ 利害関係者とは、プロジェクトの実施によって影響を受ける(又は受ける可能性のある)個人、団体、地域社会等のこと
- ◆ 「利害関係者」の範囲、コメントの受付に関する具体的な手続き等については、特定されていない

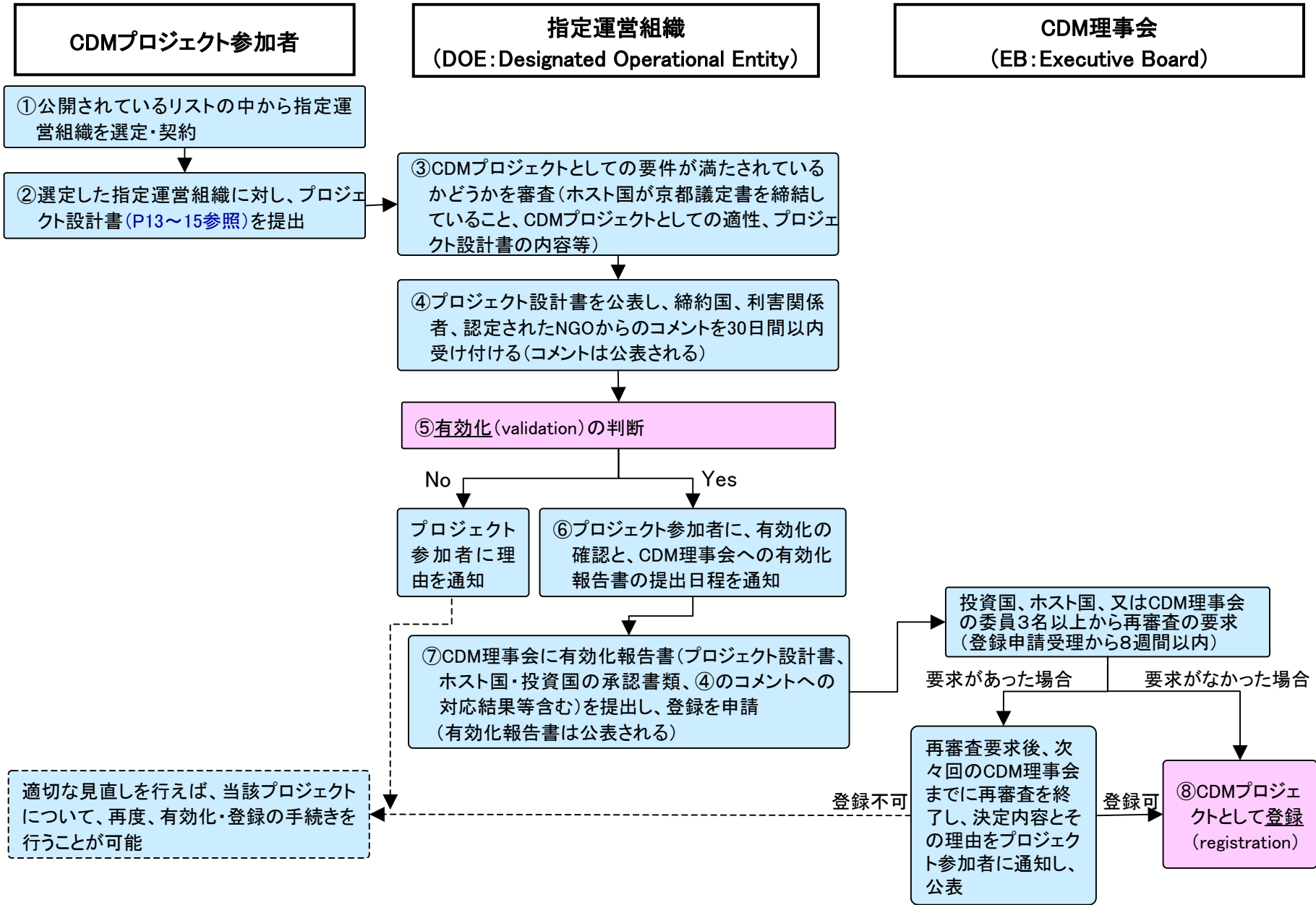
**公的資金の活用に関する情報**

- ◆ プロジェクト設計書には、附属書 I 国からの公的資金の活用に関する情報を記載することが必要
  - ☞ プロジェクトが公的資金を活用している場合、「その資金がODAの流用(diversion)ではない」という、附属書 I 国の確認書を添付することが必要

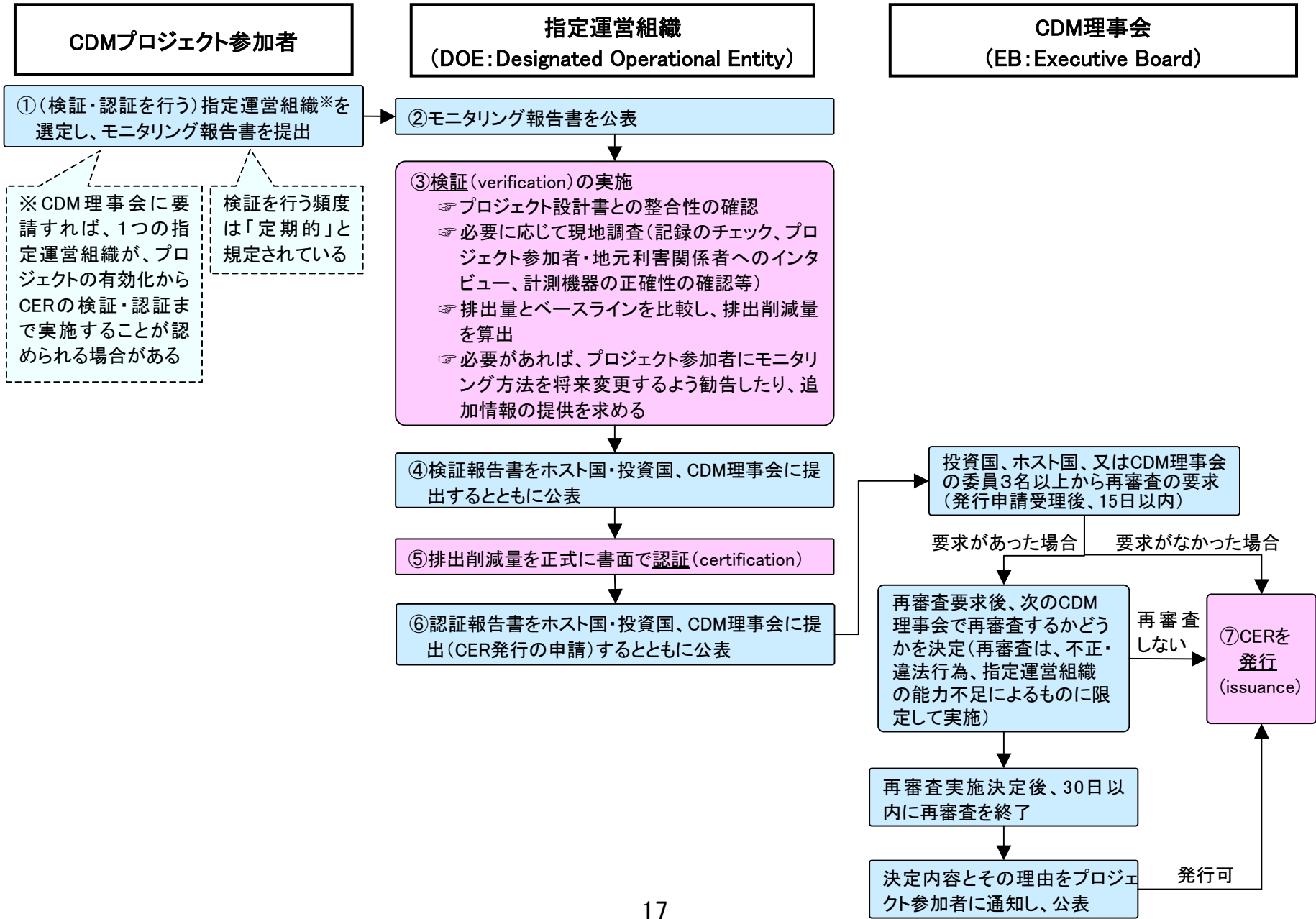
## 参考: ベースライン設定・モニタリングに対する新たな方法の採用、既存方法の改訂について

- ☞ ベースライン設定・モニタリングについて、CDM理事会によって承認されていない、新たな方法又は既存方法を改訂して採用しようとする場合は、CDMプロジェクトとして登録申請する前に、指定運営組織がその方法についてプロジェクト設計書案と共に、CDM理事会に提出して審査を受けることが必要
  - ☞ CDM理事会へ提出すべきかどうかの判断及び提出は、指定運営組織が行う
- ☞ CDM理事会は、4ヶ月以内に審査を行う
  - ☞ 承認されれば、その方法が公開され、今後採用することができる
- ☞ CDM理事会に承認された方法であっても、COP/MOPが見直しの要請を行った場合、当該方法は今後採用することができなくなる
  - ☞ ただし、見直し日以前に既に当該方法によって登録されたCDMプロジェクトについては、そのクレジット期間中は影響しない
- ☞ 既に実施されているCDMプロジェクトのモニタリング計画を変更する場合には、プロジェクト参加者が、変更によってデータの正確性、完全性が高まることを実証し、指定運営組織の有効化を受けることが必要

3-4. CDMプロジェクト実施前の有効化と登録の手順



3-5. CDMプロジェクト実施後のCERの検証・認証・発行の手順



3-6. CERの分配の手順

① CERはCDM登録簿 (CDM registry) に発行される

◆ CDM登録簿 (P18参照) とは、非附属書 I 国のCERの発行、保有、移転、獲得を正確に記録するためにCDM理事会が設立・運営するもの

② 「収益の一部 (share of proceeds)」が差し引かれる

◆ 発行されたCERの2%が、途上国支援のため「収益の一部」が差し引かれる  
 ☞ 最貧国におけるCDMプロジェクトについては、差し引かれない  
 ◆ 発行されたCERのうちしかるべき%分が、CDMの制度の運用経費に充てるための「収益の一部」が差し引かれる  
 ☞ 具体的な%の数字についてはCOP/MOPが別途決定する(現時点では未決定)

③ 残りのCERを宿主国とCDMプロジェクト参加者とで分配する

◆ ホスト国やCDMプロジェクト参加者からの要請に応じて、CERがそれぞれの国別登録簿 (national registry) に移される  
 ☞ ホスト国との分配比率を、予め決めておくことが必要  
 ☞ プロジェクト参加者が事業者の場合、国別登録簿に当該事業者の口座が開設されていることが必要(日本での開設手順は未定)  
 ◆ (必要に応じて) CDMプロジェクト参加者の間でCERを分配する  
 ☞ プロジェクト参加者が複数の場合は、それらの間での分配比率を予め決めておくことが必要  
 ☞ 公的資金を活用している場合、政府との分配比率を予め決めておくことが必要

CERの活用についての留意事項はP31、32参照

参考: 指定運営組織の指定取消による既存のCDMプロジェクトへの影響(指定運営組織の指定取消についてはP11参照)

- ☞ 既に登録されているCDMプロジェクトの有効化、検証・認証を実施した指定運営組織が指定の一時停止・取消となっても、当該運営組織が作成した各種報告書(有効化報告書、検証報告書、認証報告書)に重大な欠陥がない限り、当該CDMプロジェクトに対する影響はない
  - ☞ 「重大な欠陥」の定義は、特定されていない
- ☞ 重大な欠陥があった場合、CDM理事会が指定する別の指定運営組織が、欠陥の再審査・訂正を実施する
  - ☞ 再審査のための費用は、指定が一時停止・取消された運営組織が負担する
- ☞ 再審査の結果、過剰なCERが発行されていたことが判明した場合、指定が一時停止・取消された運営組織が、再審査終了後30日以内に過剰発行分に相当する排出枠(AAU、ERU、CER、RMU)を獲得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account、P38参照)に入れなければならない



## 4. 共同実施(JI)の活用

### 4-1. 全体の流れ

事業者等が投資国のJIプロジェクト参加者として、他の先進国(附属書 I 国)内において排出削減(又は吸収増大)等のプロジェクトを実施し、その結果生じた排出削減量(又は吸収増大量)に基づくクレジットであるERU(Emission Reduction Unit)を獲得するまでの手順は、20~21ページのようになる。ホスト国がJIの参加資格を有しているかどうかによって、2つの手順に分かれる。

#### 第1トラックと第2トラックについて

◆ JIは、ホスト国が京都メカニズム参加資格(主に、自国の排出量・吸収量を正確に算定できること、排出枠の管理を行う国別登録簿を整備していること等(P33参照))を有しているかどうかによって、ERU(Emission Reduction Unit)の獲得手順が異なり、それによって関連する組織も異なる

【第1トラック】 ホスト国が京都メカニズム参加資格を有している場合は、ERUの獲得手順については、ホスト国と投資国の調整、又はホスト国の示す手順によって決められる

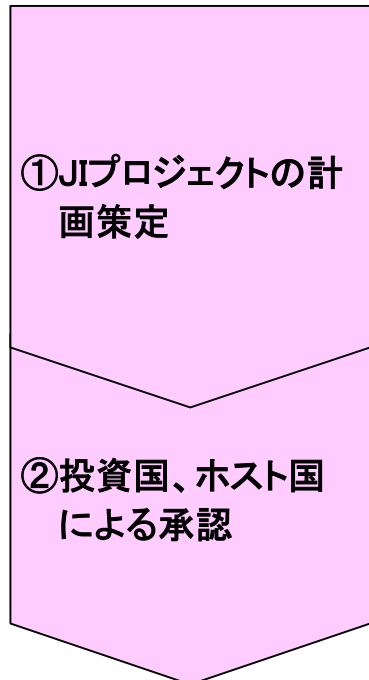
☞ JIプロジェクトは、数値目標が設定されている先進国間での排出枠の獲得・移転であり、先進国全体としての総排出枠の量を変えるものではないため、当事者間で手順を決めてよいことになっている

【第2トラック】 ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していない場合は、ERUの獲得手順については、CDMと類似した手順が必要となり、第三者機関が関与する

☞ ホスト国に自国の排出量や排出削減量(又は吸収増大量)の決定が正確に行えないと見なされるため、第三者機関が関与し排出削減量を決定する

☞ この場合であっても、決定された排出削減量に基づいてホスト国がERUを発行・移転するためには、①ホスト国が京都議定書の締約国であること、②初期割当量を算定していること、③国別登録簿を整備していることが必要

☞ ホスト国が京都メカニズム参加資格を有していても、ホスト国の判断によって第1トラックではなく、第2トラックを選択することも可能



◆ プロジェクト参加者がJIプロジェクトの計画を策定する

- ☞ JIプロジェクトの留意事項(P 24参照)について、プロジェクトの計画策定段階から考慮することが必要
- ☞ 後述する第2トラックの場合は、必要事項を含むプロジェクト設計書(P24参照)をプロジェクト参加者が作成することが必要

◆ プロジェクト参加者がJIプロジェクトとして実施を希望するプロジェクトについて、投資国、ホスト国から承認を得る

- ☞ 投資国としての、日本の具体的な手続きは未定
- ☞ ホスト国の手続きについては、ホスト国政府への確認が必要

◆ ホスト国がJIへの参加資格(P30参照)を満たしていない場合は、第2トラックの手順となる

◆ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、JIプロジェクトとして適格かどうかを審査し、適格であれば適格性の決定(determination)が行われる

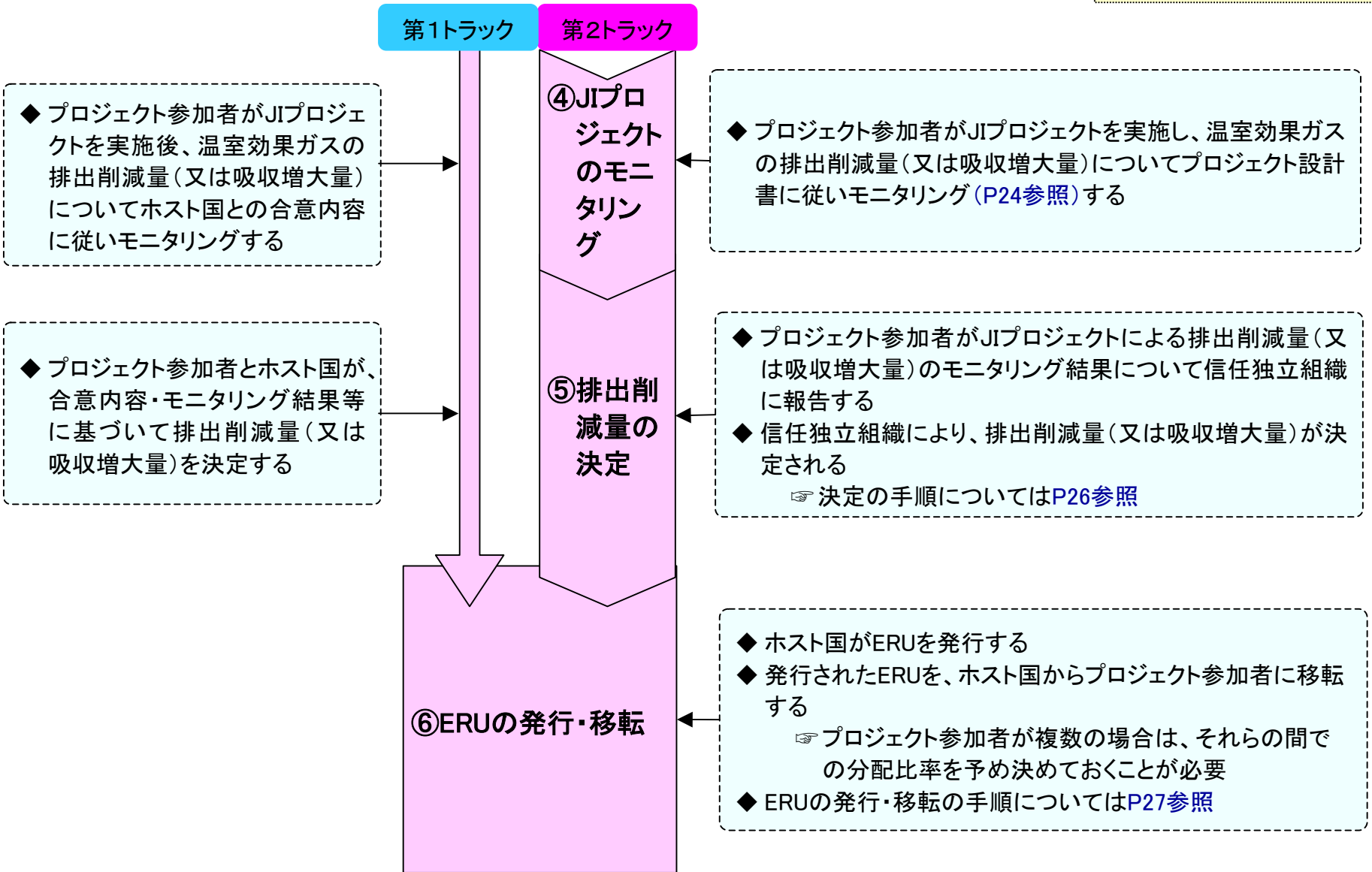
- ☞ 適格性の決定は信任独立組織(Accredited Independent Entity、P 23参照)が行う
- ☞ 信任独立組織はプロジェクト参加者が選定する
- ☞ 適格性決定の手順についてはP25参照

◆ ホスト国がJIへの参加資格(P30参照)を満たしていれば、第1トラックの手順となる

◆ ホスト国との協議等により、JIプロジェクトとして実施するプロジェクトが決定される

第1トラック 第2トラック

JIプロジェクトの実施



## 4-2. JIの関連組織

## 【第1トラック、第2トラック共通】

**COP/MOP※(京都議定書の締約国会議)**

※COPはConference of Partiesの略、MOPはMeeting of the Partiesの略

- ◆ 京都議定書の実施に関する最高意志決定機関で、京都議定書第6条(JI)の実施に関してガイダンスを与え、6条監督委員会(Article 6 supervisory committee)に対して権限を行使する

## 【第2トラック】

**6条監督委員会(Article 6 supervisory committee)**

- ◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実質的な管理・監督機関で、主に以下のような機能がある(CDMにおけるCDM理事会に相当する(P11参照))
  - ☞ 信任基準(P23参照)に従って、信任独立組織(Accredited Independent Entity)を信任(accreditation)する
  - ☞ 信任独立組織の信任基準・方法について、CDM理事会における検討状況を考慮に入れて見直し、COP/MOPに勧告を行う
  - ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、ベースライン(CDMと同様、P13参照)設定、排出量のモニタリング(CDMと同様、P14参照)方法について見直す
  - ☞ CDM理事会における検討状況を考慮に入れて、JIプロジェクト設計書(P24参照)の詳細化を行う 他
- ◆ 6条監督委員会の発足は、京都議定書の発効後
  - ☞ 6条監督委員会の運営に必要な経費は、投資国、ホスト国、JIプロジェクト参加者の負担となる
    - ◇ 詳細は第1回COP/MOPで決定する予定

## 参考：6条監督委員会の構成

- ☞ 委員は10名(附属書I国のうち経済移行諸国3名、それ以外の附属書I国3名、非附属書I国2名、島嶼国1名)
  - ◇ 10名のうち附属書I国から6名、非附属書I国から4名
- ☞ 委員の任期は2年(立ち上げ期は5名が3年、残り5名は2年が任期)、任期は最長2期まで

## 参考：6条監督委員会の開催・議決

- ☞ 年に2回以上開催
- ☞ 定足数は、附属書I国から4名以上、非附属書I国から3名以上が出席し、全体で3分の2(7名)以上の出席
- ☞ 議決は、原則として全会一致とするが、これが困難な場合には出席者の4分の3の多数決にて決定

## 【第2トラック】

**信任独立組織 (Accredited Independent Entity)**

- ◆ JIプロジェクトの第2トラックにおける実務上の審査機関で、主に以下のような機能がある(CDMIにおける指定運営組織に相当する(P11参照))
  - ☞ プロジェクト参加者の作成したプロジェクト設計書をもとに、JIプロジェクトとして適格かどうかを審査し、適格であると判断すれば適格性の決定(determination)を行う
    - ⇒ マラケシュ合意原文では、第2トラックのJIにおける適格性決定からERUの発行に至る全般のプロセスについて verification といっており、CDMIにおける検証と同じ単語を使っている
  - ☞ 実施されたJIプロジェクトによる排出削減量を決定する
- ◆ 信任独立組織は、6条監督委員会から信任(accreditation)を受けることで、JIに関する業務を行える
  - ☞ 信任独立組織として信任されるためには、主に以下のような基準がある(CDMIにおける指定運営組織の信任基準に準拠している)
    - ⇒ 法人(国際機関含む)であること
    - ⇒ 信任独立組織として、十分な人材、資金的安定性、専門能力、経営体制等を有していること
    - ⇒ 信頼性、独立性、公平性、透明性を確保できること 他
  - ☞ 信任独立組織のリストは、6条監督委員会によって公開される
- ◆ あるJIプロジェクトについてプロジェクト参加者が信任独立組織を選定する場合、当該機関が、当該プロジェクトと利害関係がないことを証明することが必要
  - ☞ 信任独立組織が大きな組織の1部門であって、他の部門がJIプロジェクトの資金調達や開発等に関与していたとしても、それらの部門同士で利害関係がないことを証明できれば可

参考: 信任独立組織の信任取消(JIプロジェクトへの影響についてはP27参照)

- ☞ 6条監督委員会が実施する再審査の結果、信任基準を満たしていないと判断した場合、6条監督委員会は当該信任独立組織の信任の一時停止・取消を行う
  - ⇒ 一時停止・取消の前に、当該信任独立組織、影響を受けるプロジェクト参加者に対し、聴聞の機会が与えられる
  - ⇒ 一時停止・取消を行う場合、当該信任独立組織に対し書面で通知するとともに、公表される